

議案第97号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年9月8日

つくば市長 市原 健一

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行する。